

経税部
だより

歯科診療所の事業承継を考える

税理士 西村 博史

最近、医科歯科に限らず事業承継に関する相談が増加しています。現役世代である60歳代以降の院長が退職時期をむかえ、その事業承継が課題となってきました。

2019(平成31)年度に新設された「個人版事業承継税制」と、事業承継補助金について解説します。

診療所土地建物等の納税を猶予する「個人版事業承継税制」

①どのような制度か
青色申告者である院長が所有する確定申告書の貸借対照表に記載された診療所土地(400㎡まで)、診療所建物(80㎡まで)、医療機器等に関する相続税等について

ただし、事業用土地について評価額を減額する「小規模宅地の評価減」の特例とは併用することはできません(図1)。

②診療所土地建物割合が多い相続に活用
先代院長の全相続財産に占める診療所土地建物等の割合が大きいほど、納税猶予額が多くなります。逆に、診療所土地建物等の割合が少ないとこの制度を活用するメリットはありません。また、預貯金等には適用されません(表1)。

③先代院長から贈与を受け、都道府県に後継者院長の氏名等

④2024(令和6)年3月31日までに必ず「確定申請」を
この制度は、2024(令和6)年3月31日までに、認定経営革新等支援機関(税理士など)の指導助言を受け、都道府県に後継者院長の氏名等

⑤納税が免除される場合と納税となる場合
後継者院長の死亡、障害者等になった場合等には猶予された相続税全部が免除されます。

⑥何が問題か
「個人版事業承継税制」は、後継者院長が途中で廃業休業した場合に、利子税とともに納税が復活することになります。しかも、特別障害者や要介護5にならなければ全部免除されないなどの問題があります。一定の後継者が複数いる中規模以上の診療所などでは見直しが必要です。

事業承継・引継補助金の活用と課題

①どのような制度か
先代院長から後継者院長に事業承継する場合に、その2分の1もしくは3分の2を国が補助金として交付する制度です。事業承継を転機として、新しい経営革新に取り組む場合に活用可能な補助金です。現在では、まだ新年度の公募が開始されていませんが、追って公募される予定です。

②採択されるために注意すべきことは
事業承継は国の重要施策となっていることもあり、他の補助金に比較して採択率が高いとされています。重要な点は、補助金が採択されるまでに、対象となる器材等を発注し、購入してはならないという点です。また、原則として補助金で購入した器材等を無断で売却し、あるいは他の目的に転用してはならないというルールも重要です。

③申請から採択、事業終了までのスケジュール
図5は、標準的な事業承継補助金の申請から採択、事業終了による報告までのスケジュールです。補助金対象となる資産購入等は、とりあえず自弁で支出し、その領収書等を添付して補助金申請します。補助金決定通知があれば、金融機関が融資に応ずる場合があります。

図1 相続の場合の流れ



表1 相続人2人の場合の納税猶予額

相続人は甲後継者と乙の2人	事例1	事例2
甲後継者は診療所土地建物等のみ相続	1億6000万円	4000万円
乙はその他の財産を相続	4000万円	1億6000万円
遺産合計	2億円	2億円
相続税総額	3340万円	3340万円
甲後継者相続税額	2672万円	668万円
甲後継者納税猶予額	2672万円	668万円
差引後継者甲納税額	0	0
乙相続人納税額	668万円	2672万円

遺産は同じ2億円でも、診療所土地建物等の割合が大きいと納税猶予額も増える

図2 贈与の場合の流れ

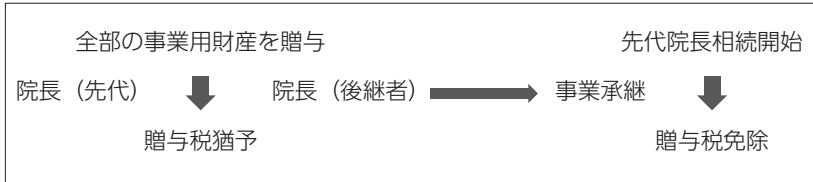


図3 免除と納税のケース一覧

全部免除	一部免除	全部確定(納税)	一部確定(納税)
承継者の死亡	事業再生のための譲渡等	事業の廃止	事業用資産の一部を売却等した場合(税務署に届出し除却等を除く)
贈与者の死亡	2年以上赤字または2年以上売上減少、心身故障により従事不能	売上がゼロとなった場合	
申告期限5年後に次世代に事業承継し本税制適用		事業用資産BS記載なし	青色申告者でなくなった
特別障害者要介護5等	—	資産保有型事業等となった	—

④何が問題か
補助金全般に言えることですが、通常公募から公募締め切りまでの期間が1月から2月程度と比較的短く、予期しない承継をせざるを得ない場合などには対応できません。また、補助金申請書の記載には一定の難度があり、採択の結果に影響します。少額申請の場合にはより簡易な申請書とするなど、より容易な補助金申請方法が要望されます。(終わり)

図5 補助金申請から受領までの流れ

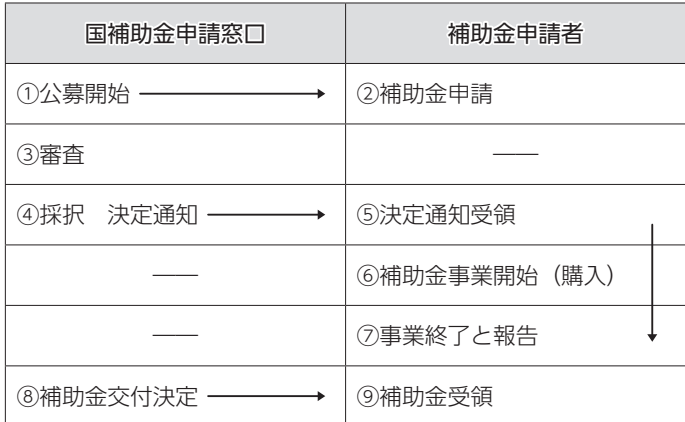


図4 2021(令和3)年度事業承継・引継補助金

出典: 2021年度版中小企業施策利用ガイドブック

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助			
経営者交代型	1/2	250万円	+200万円
M&A型	1/2	500万円	+200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助			
専門家活用型	1/2	250万円	200万円(売り手のみ)